

別 紙

施工箇所が点在する工事の積算方法に 関する試行について

新 旧 対 照 表

一部改正 令和2年12月23日 事調第1210号 事業調整課長

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について</p> <p>農林水産省では、施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることを踏まえ、施工箇所の点在範囲を5 k mを超えるごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところであるが、この試行後においても発注工事における積算額と実際に要する費用との乖離が生じていることを踏まえ、点在の範囲を1 k mに改正しました。</p> <p>北海道農政部においても、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（平成25年4月8日付け事調第60号）により、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところですが、<u>今回の共通仮設費及び現場管理費の経費加算率算出式に対応した工種を下記の工種別経費加算率算出式一覧表に示す工種としたため、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について（平成30年12月21日付け事調第899号）」の一部改正を行います。</u></p> <p>試行の対象等を次のとおり改正し、積算基準日が<u>令和3年（2021年）3月19日</u>以降の工事から適用することとしたので適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>施工箇所が点在する工事箇所について、施工箇所の点在範囲が1 k m程度を越えない回数を限度に工事箇所を細分化し、細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。</p> <p><u>ただし、次表の工種別経費加算率算出式一覧表に示す工種</u>においては、細分化した工事箇所数から<u>加算率算出式</u>で求めた率により共通仮設費及び現場管理費を加算することができることとする。<u>また</u>、地区の状況等により、工事箇所の設定がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。</p>	<p>施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について</p> <p>農林水産省では、施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることを踏まえ、施工箇所の点在範囲を5 k mを超えるごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところであるが、この試行後においても発注工事における積算額と実際に要する費用との乖離が生じていることを踏まえ、点在の範囲を1 k mに改正しました。</p> <p>北海道農政部においても、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（平成25年4月8日付け事調第60号）により、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する試行を行ってきたところですが、<u>上記の理由から施工箇所の点在する範囲を1 k mに改正するものとし、</u><u>ただし、「ほ場整備工事」及び「農用地造成工事」については、北海道は地区設定エリアが広く、工区の分割数が多くなり作業の煩雑化が懸念されることから、積算作業の簡素化を図るため、「工区の分割数」ごとに加算率を設定し、共通仮設費及び現場管理費に加算する試行を行うこととします。</u></p> <p>試行の対象等を次のとおり改正し、積算基準日が<u>平成31年2月1日</u>以降の工事から適用することとしたので適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>施工箇所が点在する工事箇所について、施工箇所の点在範囲が1 k m程度を越えない回数を限度に工事箇所を細分化し、細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。</p> <p><u>「ほ場整備工事」及び「農用地造成工事」</u>においては、細分化した工事箇所数から<u>次式</u>で求めた率により共通仮設費及び現場管理費を加算することができることとする。<u>ただし</u>、地区の状況等により、工事箇所の設定がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。</p>	<p>経費加算率算出式に対応した工種の追加による字句の改正</p> <p>適用日の改正</p> <p>経費加算率算出式に対応した工種の追加による字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考
<u>工種別経費加算率算出式一覧表</u>			<u>経費加算率算出式</u>			字句の改正 字句の改正 工種・算出式の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の改正 字句の削除 別紙の削除
工種	共通仮設費加算率算出式	現場管理費加算率算出式	工種	共通仮設費加算率	現場管理費加算率	
ほ場整備工事	$Y=2.53 \times \log(x) - 0.006$	$Y=4.10 \times \log(x) + 0.240$	ほ場整備工事	$Y=2.53 \times \log(x) - 0.006$	$Y=4.10 \times \log(x) + 0.240$	
農用地造成工事	$Y=3.04 \times \log(x) - 0.040$	$Y=2.83 \times \log(x) + 0.040$	農用地造成工事	$Y=3.04 \times \log(x) - 0.040$	$Y=2.83 \times \log(x) + 0.040$	
<u>舗装工事</u>	<u>$Y=6.59 \times \log(x) - 0.410$</u>	<u>$Y=13.47 \times \log(x) - 0.500$</u>	_____	_____	_____	
<u>道路改良工事</u>	<u>$Y=2.51 \times \log(x) - 0.050$</u>	<u>$Y=4.19 \times \log(x) + 0.020$</u>	_____	_____	_____	
<u>水路トンネル工事</u>	<u>$Y=7.92 \times \log(x) - 0.620$</u>	<u>$Y=4.03 \times \log(x) - 0.090$</u>	_____	_____	_____	
<u>水路工事</u>	<u>$Y=3.11 \times \log(x) - 0.160$</u>	<u>$Y=13.54 \times \log(x) - 0.880$</u>	_____	_____	_____	
<u>排水路工事</u>	<u>$Y=3.39 \times \log(x) - 0.180$</u>	<u>$Y=5.44 \times \log(x) - 0.180$</u>	_____	_____	_____	
<u>河川工事</u>	<u>$Y=4.47 \times \log(x) - 0.240$</u>	<u>$Y=16.93 \times \log(x) - 0.840$</u>	_____	_____	_____	
<u>管水路工事</u>	<u>$Y=2.69 \times \log(x) - 0.110$</u>	<u>$Y=4.26 \times \log(x) - 0.120$</u>	_____	_____	_____	
<u>畑かん施設工事</u>	<u>$Y=3.96 \times \log(x) - 0.240$</u>	<u>$Y=7.09 \times \log(x) - 0.300$</u>	_____	_____	_____	
<u>海岸工事</u>	<u>$Y=5.30 \times \log(x) - 0.350$</u>	<u>$Y=5.02 \times \log(x) - 0.020$</u>	_____	_____	_____	
<u>コンクリート補修工事</u>	<u>$Y=3.36 \times \log(x) - 0.200$</u>	<u>$Y=5.39 \times \log(x) - 0.160$</u>	_____	_____	_____	
<u>その他土木工事（１）</u>	<u>$Y=6.24 \times \log(x) - 0.460$</u>	<u>$Y=8.66 \times \log(x) - 0.390$</u>	_____	_____	_____	
<u>その他土木工事（２）</u>	<u>$Y=4.05 \times \log(x) - 0.220$</u>	<u>$Y=7.88 \times \log(x) - 0.340$</u>	_____	_____	_____	
Y：共通仮設費加算率、現場管理費加算率（％） x：施工箇所のある範囲 1 km 分割数（ $x \geq 2$ ） （注）Y の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			Y：共通仮設費加算率、現場管理費加算率（％） x：施工箇所のある範囲 1 km 分割数（ $x \geq 2$ ） （注）Y の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			
共通仮設費加算額の算出は次式による。 共通仮設費加算額 = 共通仮設費率対象金額 × <u>（共通仮設費加算率 × 週休 2 日補正係数[※]）</u> ただし、現場管理費及び一般管理費の対象金額から除くものとする。			共通仮設費加算額の算出は次式による。 共通仮設費加算額 = 共通仮設費率対象金額 × 共通仮設費加算率 _____ ただし、現場管理費及び一般管理費の対象金額から除くものとする。			
現場管理費加算額の算出は次式による。 現場管理費加算額 = 現場管理費率対象金額 × <u>（現場管理費加算率 × 週休 2 日補正係数[※]）</u> ただし、一般管理費の対象金額から除くものとする。			現場管理費加算額の算出は次式による。 現場管理費加算額 = 現場管理費率対象金額 × 現場管理費加算率 _____ ただし、一般管理費の対象金額から除くものとする。			
<u>※週休 2 日に該当する場合</u>						
3 主な手続き (1) 入札公告及び入札説明書に <u>本試行の運用</u> の入札公告及び入札説明書記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載し、周知するものとする。 (2) 特記仕様書に、_____ 本試行の対象工事であることを記載するものとする。			3 主な手続き (1) 入札公告及び入札説明書に <u>別紙</u> の入札公告及び入札説明書記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載し、周知するものとする。 (2) 特記仕様書に、 <u>別紙の特記仕様書記載例を参考に</u> 、本試行の対象工事であることを記載するものとする。			
_____			別紙 【省略】			

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----